

7 1 . 1 1

職権で行われた土地の分筆（合筆）を登録原因とする表示変更登録申請の取扱い

土地の分筆（合筆）が不動産登記簿に登録（[不動産登記法39条](#)）され、これを登録原因として登録名義人の表示変更登録申請が行われる場合には、登録免許税は[登録免許税法第5条第2号](#)の規定により非課税とする。

なお、この場合は登録名義人表示変更申請書に「非課税である旨の申出」の欄を設けて「職権による土地の分筆（合筆）による表示の変更の登録の申請」と記載する（特登施規様式第9備考5に準ずる）。

（改訂平成23・11）